

平成24年第3回

# 伊根町議会定例会会議録

平成24年9月27日（第3号）

伊 根 町 議 会

# 平成24年第3回（定例会）

## 伊根町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成24年 9月27日 木曜日						
招集場所	ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成24年 9月27日 9時29分			議長	宮下 愿吾	
	閉会	平成24年 9月27日 12時10分			議長	宮下 愿吾	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席10名  欠席 0名
	1	和田 義清	○	6	松山 義宗	○	
	2	上辻 亨	○	7	三野 三千彦	○	
	3	濱野 茂樹	○	8	泉 敏夫	○	
	4	宮下 愿吾	○	9	大谷 功	○	
5	佐戸 仁志	○	10	奥野 良一	○		
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席11名  欠席 1名
	町長	吉本 秀樹	○	総務課主幹	鍵 良平	×	
	副町長	小西 俊朗	○	住民生活課主幹	上山 富夫	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課主幹	泉 吉広	○	
	総務課長	泉 良悟	○	地域整備課主幹	須川 清広	○	
	住民生活課長	芦原 誠	○	教育次長	梅崎 良	○	
地域整備課長	白須 剛	○	会計管理者	前野 義明	○		
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	今岡 敬雄	○	主 事	上岡 真次	○	
会 議 録 署 名 議 員	2番	上辻 亨		7番	三野三千彦		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 平成24年 第3回 伊根町議会定例会

## 議事日程 (第3号)

平成24年9月27日(木)

午前 9時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- |                    |       |
|--------------------|-------|
| ○ 船屋台保存について        | 佐戸 仁志 |
| ○ 医療体制について         | 和田 義清 |
| ○ 教育の無償化について       | 大谷 功  |
| ○ サル被害の防止対策について    | 上辻 亨  |
| ○ 不在地主の廃屋の取り扱いについて | 泉 敏夫  |
| ○ 入札制度について         | 濱野 茂樹 |
- 命の道(立石から亀山間)整備について  
空き家をいかした観光拠点整備について

日程第 3 議案第44号 平成23年度伊根町歳入歳出決算認定について  
(討論・採択)

日程第 4 意見書案第3号 過疎地郵便局の営業日・営業時間の短縮を見直す意見書の提出について

日程第 5 意見書案第4号 国連障害者権利条約批准にふさわしい「国内法の整備」を求める意見書の提出について

日程第 6 閉会中の継続審査(調査)申出書

# 会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 船屋台保存について 佐戸 仁志
  - 医療体制について 和田 義清
  - 教育の無償化について 大谷 功
  - サル被害の防止対策について 上辻 亨
  - 不在地主の廃屋の取り扱いについて 泉 敏夫
  - 入札制度について 濱野 茂樹
- 命の道（立石から亀山間）整備について  
空き家をいかした観光拠点整備について

日程第 3 議案第 4 4 号 平成 2 3 年度伊根町歳入歳出決算認定について  
(討論・採択)

日程第 4 意見書案第 3 号 過疎地郵便局の営業日・営業時間の短縮を見直す意見書の提出について

日程第 5 意見書案第 4 号 国連障害者権利条約批准にふさわしい「国内法の整備」を求める意見書の提出について

日程第 6 閉会中の継続審査（調査）申出書

## 会議の経過

平成24年9月27日(木)  
午前9時29分開議

### ◎ 開会・開議の宣言

- 議長(宮下愿吾君) おはようございます。  
本定例会も最終日となりました。ご苦労さんでございます。  
早速ですが、これより会議を開きます。  
ただいまの出席議員は全員です。  
これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(宮下愿吾君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、議長において  
2番、上 辻 亨 君  
7番、三 野 三千彦 君を指名いたします。

### ◎ 日程第2 一般質問

- 議長(宮下愿吾君) 日程第2、これから一般質問を行います。  
最初に、船屋台保存についてを通告議題とし、佐戸仁志君の発言を許します。5番、佐戸仁志君。

- 5番(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。  
通告書に従って一般質問をさせていただきます。

船屋台の保存について質問させていただきますが、私は亀島区の間でもなく、愛する伊根地区を思う私の考えを述べさせていただきます。

伊根祭は、昨年から伊根地区区長協議会、各地区の要望もあり、7月の最終土日にさまざまな問題がありますが行われるようになっております。これは、私が思いますに、サラリーマン化した住民に多く参加していただき、近隣市町に出ている出身者にも帰ってもらい、私たちが子供のころ、にぎやかで大変盛り上がった伊根祭にしようという思いがあると思います。

伊根に生まれて50年、自分の地区の祭り行事もあり、初めて日出に接岸し演目を行ってくれたということもあり、船屋台を今回じっくり見させていただきました。青い海、青い空、緑の青島、大西の間を進む姿は大変美しく、いかりのロープ2本を使って船を操縦する技術、大声で飛び交う昔ながらの漁師言葉、大変すばらしく見させていただきました。先人からこの船屋台を受け継いでおられる立石地区の皆さんを大変うらやましくも思いました。演目も終わり、丹海日出駅を去っていく船屋台を見て、この船屋台の巡行は大変であると、もしかしたらこととして終わりがなく、もう無理ではないかなと私は思いました。私は、亀島地区の方には大変失礼ですが、4基そろそろようなことはまずないのではないかなと思っております。聞いた話で正確ではないんですが、今回550万円くらいの費用がかかったと聞きました。府・町の補助金が200万円、皆さんからいただいた俗に言う花代が200万円、区からの出費が150万円くらいと聞いております。2日間で使うお金にしては大変な金額であります。組み立ても宮津高校生がボランティアで手伝いに来ておりましたが、大変労力の要る作業だと聞いております。年金暮らしの老人家庭の多い、少子高齢化の進む伊根町でこの巡行を後世に残していくには、並大抵の努力では私にはできないと思います。

日本で最も美しい村連合加盟の条件でもあった伊根祭船屋台をどうやって後世に残していくか。船屋台は各地区のものであります。しかし、これは伊根地区、伊根町のものとして保存していかなければならないのではないかと私は思います。現在、船屋台を収納している屋台蔵は4地区にあり、耳鼻、亀島は高いところがございます。高梨は少し低いところではありますが、出し入れの困難な場所に

あります。ともぶと、着がえを行う化粧船は町所有の日出伝馬小屋に収納されております。この建物は傷みが大変激しく、秋の台風で倒壊してもおかしくないのではないかなと思えるぐらい傷んでおります。前にも言いましたが、黒内海岸にともぶと祭礼船の収納はもちろん、船屋台の収納、展示などをする建物を町が建ててはどうか。現在の場所は、美しい村には似つかわない景観であります。幸か不幸か伊根地区には本庄公民館のような公民館がございません。人を置き、本のかわりに舟屋を見せる、もちろん1階では木造の大きな祭礼船を見学させる。伊根地区内は下水道の整備も終わり、町並み散策の公衆トイレをつくる計画もあると思います。公衆トイレも併設する。護岸の整備も終わっているだろうと思いますので、安価で建築できるのではないかなと思っております。今までのように全館冷暖房などせず、照明もLEDなどにし、いろいろ知恵を出せば水の江里のような管理費は私は要らないと思います。私はこの建物を黒内海岸あたりに建て、保育所跡地あたりにバスの駐車スペースなどをつくれば、おちゃやのかかなどを巻き込んで伊根浦散策の核となるのではと思います。管理運営は元気なご老人がたくさんおられます。

ことし本格的に生産される薦池大納言、筒川そば、伊根町の米など販売所もないと聞いております。野菜、米などを地産地消する場所として町がお金だけ出すのではなく、口も出し、知恵も出し、人も出す。今、我々が、吉本町長が、伊根町が動かなければ船屋台は二度と見られないのではないかなと私は思っております。平成22年の12月議会でも同じような質問をさせていただきましたが、何年か前に収納庫だけですが建てるという計画もありました。民主党政権になり政治が変わって、その計画もなくなってしまったように思っております。ぜひ考えていただきたい、後世に残していただきたい、町長の船屋台に対するお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 皆さん、おはようございます。

それでは、佐戸議員のご質問にお答えをしたいと思います。

船屋台の保存についてということでございます。

まずことしの伊根祭には、1基ではございますけれども、7年ぶりに船屋台が巡行されたことは大変喜ばしいことではございました。町内外の多くの皆さんが、海に浮かぶ船屋台の雄姿を目で見入られたのではないかなと思っております。

最初に、日出の伝馬小屋の先行き不安の件でございますけれども、現状は確かに建物はさびついたトタン屋根、すき間だらけの外壁となっており、見る限りでは改修が必要な建物ではないかと思われませんが、これを建築士に伺いましたところ「大丈夫ですよ」と、「骨組みはしっかりしております」と、「ですから今どうこうというもんじゃございません」と、しっかりした建物であると伺っております。また、すき間だらけと言いますけれども、議員心配されましたように今後の台風なんかでも、あのすき間だらけがいいらしいです。台風のとくなんか、風が抜けて。あれがびっしりしちゃうと前から吹き込んできたら屋根が飛んでしまうんじゃないかと、そういう話も聞かせていただいております。しっかりとした建物であろうと伺っております。

今後は、今、議員おっしゃいましたとおり以前に整備計画がございました、ともぶとの収納庫の整備計画、黒内のほうでどうのこうのという案も上がっております。しかしながら、なぜそれが頓挫してしまったか、中座したか、沙汰やみになっておりますね。それは地元の意見が、4地区の意見がまとまらなかったということなんです。そうでありますから、沙汰やみになっております。しかしながら、そうなっておりますともぶとの収納庫の整備計画や地元要望を踏まえ、その対応を考えていきたいと思っております。民主党政権がどうこうで計画がどうなると、そういうことはございませんので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

次に、伊根祭の継承であります。八坂神社祭礼船屋台行事は、京都府登録の無形民俗文化財でございます。伊根町でも同様の指定をしております。また、船屋台そのものにつきましては伊根町では有形の文化財として指定をしております、本当に貴重な文化財であります。地域にとっても貴重な財産であると十分認識をしております。

かつて4基出祭した大祭は、平成5年以後現在まで19年間行われておりません。この間、1基の船屋台出祭は平成17年重伝建選定記念と今年度を含め4回しかございません。言ってみれば、小・中学生、高校生などは、4基そろった大祭を見たことがないわけでありまして。伊根の町民であ

りながら見たことがないわけでございます。これが現状でございます。

いずれにしても、町が貴重な船屋台の保存について何ら対応しないものではありませんが、祭礼行事というものは地域の伝統文化であり、誇りであると考えております。このため、すぐに行政が立ち入るべき問題ではなかろうかなと、そう思うわけでございます。子子孫孫継承していきたい、海に浮かべて巡行させたい、そういう地元の思い、地域からの要請を得て関与をしていくことが適切ではないかと考えます。まずは地元の意向が大事であります。もう地区では対応できない、守りできない、町のほうで管理、運営してくれと、そういうようなことを言われるようなことがあるならば、亀島区を超えた保存会等、具体的な方策を考える必要があるかと思いますが、答弁は船屋台出祭に係る側面支援を行っていくことを主として、地域の宝として見守っていきたく考えております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 5番、佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） ぜひ、手おくれにならないうちに伊根町が手を差し伸べて、口を出して、保存に努めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 先ほども申しましたように、口も出せ、金を出すとも言われますけれども、地域の持ち物でございます。その地域の意向というものを十分踏まえて対処させていただきたいと思っております。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、佐戸仁志君の一般質問を終わります。

次に、医療体制についてを通告議題とし、和田義清君の発言を許します。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） おはようございます。

それでは、通告書に従いまして医療体制について、私の一般質問に入らせていただきたいと思います。

現在、地域医療は崩壊の危機に瀕していると言われ、当町のみならず他の地方自治体も深刻な問題としてとらえられております。その要因の一つに医師不足が指摘されておりますが、当町にとっても今現在深刻な問題として住民の方々にとらえられております。しかしながら、この医師不足が解消しただけで、高齢化率41%の当町や他の地方自治体でも問題が解決するとは思いません。地方自治体と都市部においては医療格差は歴然であり、地方自治体下においても交通手段の乏しい山間部や半島など地理的条件が加わり、医療体制に格差があるのは周知の事実であります。

このような現状の中、地域医療体制はさまざまな改革推進が行われております。震災被災地をはじめ、各地方自治体は限られた財源、資源を有効活用し、短期的かつ長期的な視点に立ち各々の医療支援施策を講じておられます。医療を立て直すことを目的に各自治体が取り組んでおられるのは、当町でも実践している支える医療であり、予防医療がメインとしてやられております。少子高齢化が進む中、安い費用で生活の質が維持でき、町長がおっしゃるように多くの高齢者が生きがいを感じることができる日常を確立し、町内外に示していくことは非常に大切であると思っております。

しかし、実際のところ、国と地方を足せば1,000兆円と言われる借金を抱え、ますます社会保障の充実が求められる中、できることといえば限られ、またやるからにはまさに選択と集中をもって事に当たらなければなりません。この厳しい状況下で地域医療を立て直し拡充する条件を調べましたところ、以下のようなことが考えられました。健診の受診率の向上、都市部や大病院では戦う医療を、そして地域では支える医療を、高齢化の進んだ地域では治療よりもケア、いわゆる療養を充実させ、医師中心ではなく看護師、保健師を中心とした多職種を連携させ医療の情報の共有化を図り、緊急時、災害時に対処可能とする安全のための医療は公費で、安心のための医療は自費で、ケアのための人材を地元で育成し地元で雇用の場を設ける。医療や福祉を目的としてとらえるのではなく手段としてとらえ、まちづくりや生きがいを目的として考えていく。これらの上げました条件は財政破綻状態となった夕張で医療法人財団の理事長の方が上げられたものであり、伊根町でも当てはまることもあり、また既に当町でも実践、奨励しているものもございます。

この条件の中で私が注目したのは、ケアのための人材を地元で育成し産業にしていって、いわゆる地元雇用につなげていこうという点であります。今後、待つ医療から出かける医療に変化しつつあ

る地方の医療現場において、看護師、介護士、保健師の役割はますます重要になってくると予測されます。医療体制の充実と地域内雇用の確保ができれば、一石二鳥の成果が得られるというわけがあります。

また、医師の確保、育成についても今後取り組むべき重要な課題であると思います。長期的な医療支援施策として1つ例を挙げますと、愛媛県愛南町では町医師確保奨学金貸付制度条例を制定し、将来医師として町が指定する医療機関で働く意思がある医学生を対象に、条件つきで奨学金を貸し付けることとしております。現在5件の問い合わせがあり、新年度に2人の利用を見込んで780万円を計上していると聞いております。当町としても一度検討する価値があるかと思えます。また、看護師、保健師にもこのような制度を可能な限り検討してみることは、地域医療を守り育てるという観点と地域雇用の若者の町外流出の歯どめにもなるかと考えられます。

いずれにしても、財政支出を伴う施策であり、明確な検証結果も出ていないのが現実ですが、医療と教育は地域文化のバロメーターとも言われており、地域活性化の一因ともなることが予測されることから、検討の価値はあると思われまます。

続きまして、当町のような小規模自治体の診療所の現状と今後のあり方について述べさせていただきます。

高齢化率41%の当町にある診療所に来院される患者の多くは、その8割が高齢者であり、また慢性疾患を抱える患者で、ほとんどの方が移動手段を持っていらっしゃらない方が中心となっております。よって一番近くの病院は町内の診療所となり、診療所の医師がかかりつけ医として一次診療をし、また入院の必要性や緊急患者の場合は病診連携を図り必要に応じて患者を搬送し、地域医療の体制の充実に努めています。

しかしながら、現在本庄診療所は常勤の医師が不在であり、医師の確保に向けホームページ等でも募集をしております。このように医師不足が叫ばれる中、医師が確保できないという過程のもと、待つばかりではなく、今できることを進めていくことが求められます。

財政規模の小さい地域、自治体でも、少ない予算で地域医療を守り育てることはできないのでしょうか。今、全国で地域住民による地域医療啓発活動が広がっています。啓発活動とは、すなわち医療サービスを受ける側も医療サービスの提供をする側の事情を把握した上でお互い相互に理解し合い、これまでの医療関係者に対する偏見を正し、みずからの意識の変化を促し、みずからの行動や接し方をもって、より円滑かつ効率的な医療にしていこうという活動であります。医療サービスを受ける側も医師不足や地域医療の現状と課題を把握し、地域を挙げて改善の取り組みをやっけいこうと、そういうものであります。

この啓発活動の事例として、兵庫県立柏原病院の小児科を守る会、このような会が、子供を守ろう、お医者さんを守ろうを原点に、コンビニ受診を控えよう、かかりつけ医を持とう、お医者さんに感謝の気持ちを伝えよう、以上の3つのスローガンを掲げ、ありがとうメッセージが小児科に届けられ、その結果、柏原病院では夜間の受診が減り、小児科医もふえたという事例がございます。また、宮崎県延岡市では県立延岡病院の医師が相次いでやめたことがきっかけとなり、全国初の地域医療を守る条例を制定しております。この地域医療を守る条例は押しつけや強制ではなく、みずからが理解し自発的に取り組むことが行動目標であり、皆で取り組むという意味表示であると考えられます。これにより、県立病院の年間の夜間、休日、救急患者の推移を見ると、平成19年には約9,200名、これが3年後の21年度には約5,100名に減少し、その後は横ばい状態で推移していると聞いております。

このように、大規模な財政支出をせずに地域医療の改善、充実が行われた事例もあることから、当町でも、医師を含めた医療関係者と住民の意識改革による地域医療の見直しを図ってみる価値はあると思います。

ここまで、医療体制について私の意見を述べさせていただきました。

それでは通告書に従い、以下4点について町長のほうにお尋ねしたいと思います。

まず1点目は、筒川・本庄地区住民から本庄診療所の医師確保について状況を聞かれるが、現況はどのようになっているのでしょうか。

2、現在、伊根診療所の医師1人と派遣医師で診療所医療が行われていますが、住民の方々から



苦情や改善点の申し入れもなく、特段問題なく運営されているのでしょうか。また、以前の医師2名体制時と比較して医療機能が低下している点などはないのでしょうか。

3、以前の体制に比べ現在は診療所の診察日が限定されるため、1日の来院患者数が増加していると見受けられます。長い間バスを待たなければならぬといった住民の声もよく耳にいたします。診察日に合わせた利便のよい町営バスの運行時間に変更はできないのでしょうか。

4、現在の診療所の医療体制と今後の当町における高齢者人口の推移を勘案して、今後の診療所体制及び医療体制をどのように考えておられるのでしょうか。

以上の4点について答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、和田議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

医療体制についての4点についてでございます。

まず初めに、本庄診療所の医師確保の現況についてでございますが、筒川・本庄地区の皆様には大変ご心配をされていることと思っております。現在交渉中であり正式な採用決定に至っておりませんが、来年4月1日に着任に向け努力しているところでございます。正式な決定をいただきましたら、住民さんのほうにはお知らせをさせていただきたく考えております。

次に、現在の本庄診療所の診療体制における苦情と機能低下についてのご質問ですが、今のところ際立った苦情や改善点の申し入れは聞いておりません。先生方からも診察に当たっての特筆すべき申し出もありませんので、特段問題なく運営できており、医療機能が低下しているとは考えておりません。ただし、10月から始まりますインフルエンザ予防接種につきましては、本庄診療所での接種者が約500名程度あり、現在の診療時間内ではとても実施することが困難な状況と聞いております。そうでありますので、宮津武田病院から応援に来ていただく予定としております。

次に、診療所の通院に係る町営バスの運行時間の変更のご質問についてでございます。路線バスについてはなかなか難しいんです、すぐに便を変えるということはなかなか困難なようでございます。しかし、町営バスの運行時間の変更は伊根町地域公共交通会議に募り改善に努めます。今後、来年3月のダイヤ改正に向け、町営バスの利用状況等、現状をしっかりと調査、分析を行い、利便性に富んだ運行計画となるよう努力してまいりたく考えております。

次に、今後の診療体制、医療体制についてでございます。当町の診療所運営については、関係医療機関、医師等、いろんな関係者の皆さんから話を聞かせていただきますと、現在人口が2,400人、2,500人といった、その人口規模で直営の2カ所運営は大変ですねと、そういう話をよくいただくわけでございます。また、「1つにすれば赤字も出ないのにね」とまで言われるわけでございます。そして、8年後の人口推計は1,600人から1,700人規模になると推定されており、私といたしましても、将来継続した2カ所の常設診療というのは大変厳しいものがあると考えております。

また、僻地へ赴任していただく医師も大変見つかりにくいのが現実でございます。先ほど、お医者さんのみならず、看護師さんなんかの奨学資金を考えたらどうやという話がございましたけれども、確かにそういうものはあるんですけれども、お医者さんがこういう僻地に来られない理由というのはそういうところにはないようです。全く違った観点にありますね。今、ここでちょっとどうこう言うんじゃないですけれども。ですから、ちょっと奨学資金ではお医者さんはなかなか難しいかなと思います。看護師とか保健師さんについては、これはかつてもそういうことは伊根町でやっております。また、これからも、それについては効果があるかと思っておりますけれども、看護師さんとか保健師さんについては、今どうこうという苦労はしておりませんので、そのことも考えたいと思っております。そうでありますけれども、僻地に赴任していただく医師も大変見つかりにくいのが現実であります。

そのためにも、今年度から仮称ではありますがありますけれども、診療所運営あり方検討会を設置し、この一、二年の検討期間を設けてその方向性をまとめたく考えております。当面は現状の運営方法の継続も視野に置きつつ、一人2カ所管理のあり方も含めて広く考えていきたく、あわせて通院や医療体制の環境改善と充実、強化に努めていきたく考えております。

4つの質問については、そのようなものでございますけれども、冒頭いろいろと議員の思いを述

べていただきました。私も、医療を医療としてではなく一つのまちづくりと考える、そういう意味においてヘルパーさんなんかは、私が標榜しておいたのは「下駄履きヘルパー」です。できるだけ施設に入らずに町民の皆さん、年寄りでも在宅でなんとか面倒見られるようにできないか、在宅介護できないか、そのためにはヘルパーだと。隣近所の皆さん全部ヘルパーになっていただく、いわゆる下駄履きヘルパーです、そうしてみんなで見ていったらどうかということでもかなりヘルパーのほう力入れておりますけれども、最近もうめっきりと応募者が減ってしまいました。ちょっと最近これはどういう傾向かなと思っておりますけれども、年ごろの人がいなくなったということもあるのかもわかりませんが、大変めっきり減っております。

奨学資金については、先ほど申し上げたとおりであります。

また、それから地域医療に関して住民の皆さんと我々が心をつなげてこうあるべきか、あああるべきか、そういう考えるべき、確かにございます。これからまた先ほどあり方検討会というのを設置すると申し上げておりますけれども、でも意外と伊根町民の皆さんは理解が深いのではないかなと、そのように思っております。また、それであるがゆえに、今このようにうまく回っているのではないかと。また、例えばコンビニ受診、例を挙げられました、そういうふうにならないように。子供の医療で高校生までただだと、うちのところそうです、伊根町は高校生はただ。しかしながら、1医院一月1,000円いただきますということにしております。これある意味で、私はいわゆるコンビニ受診を避けていただく一つの方策として行っているつもりであります。また、9,000人の患者さんがそういうことで5,000人までごうっと減ったという一つの地域のお話がありましたけれども、なかなか9,000人を5,000人と、うちの人口ととてつもない、うちの人口は全部で2,400人です。その患者さんがどういう対応になるかと、大きいところではそれは目に見えてどんと出るんですよ。でも、うちぐらい小さいのは逆にそんなインフルエンザがはやったりするとごいとふえたり、何もない月はごいと減ったり、なかなか難しいところがあるかと思えます。そうでありますけれども、やはりこれからのあり方研究会、また住民の皆さんと本当に伊根町にいいようなあり方、ともに考え進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 再質問ありますか。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

通告書以外の件にもお答えいただきまして、非常に町長の思いのほう伝わっておったと思います。まさに診療所のあり方検討委員会を今後有効活用していただきまして、また2つの診療所を1人の医師で管理するという、そういう厳しい判断等もこれからございまして、住民の方々にも納得していただきまして、町民の安心・安全を守る機関が、医療サービスのほうが著しく低下しないようにそれをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、和田義清君の一般質問を終わります。

次に、教育の無償化についてを通告議題とし、大谷功君の発言を許します。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして質問に入らせていただきます。

教育につきまして、日本国憲法26条では次のように定めております。すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。その第2項で、すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とするというふうに書かれております。無償とは、だれでもわかることではありますが、対価を払わないで済むことであり、義務教育の無償とは、義務教育を受けるに当たりまして教育の対価を払わなくてもよいという意味でございます。教育は授業だけではなくいろいろな活動を含みますから、教育の無償の範囲は授業だけでなく、学校の正規の教育活動に必要な学校給食、課外活動、学校行事などの費用を含むと考えております。また、授業では普通学用品、教科書、教材、備品、諸活動の費用などが不可欠でありますから、これらの費用を負担しなくてもよいということでもあります。というふうに考えます。

しかしながら、現在無償の範囲は授業料と教科書代だけに限定をされています。なぜなんでしょ

うか。この説明として、都道府県教育長協議会というものがあるらしいですが、ここで子供の所有物に係る経費、言いかえると学校、家庭のいずれにおいても使用できるものに係る経費及び学級、学年特定の集団全員が個人用の教材、教具として使用するもの、教育活動の結果として児童生徒個人に還元されるものに係る経費を私費負担と説明をされております。この説明だと、教科書というのは私費負担としか考えられませんが、家に持って帰ってみんなが使う教科書が現在無償ならば、学用品も当然無償であるのが当たり前ではないだろうかと思っております。

教育費負担はさきの衆議院選挙でも争点の一つとなりました。学費の値下げ、負担軽減を求める国民の皆さんの長年の運動が大きな変化をつくり出し、民主党が高校授業料の実質無料化を公約して実現をしました。一貫して学費を値上げを続けてきた自民党も、給付型奨学金の創設など負担軽減を公約に上げるようになっております。

地方自治体でも、山梨県早川町ではことしから給食費、教材費、修学旅行費など義務教育に係る費用を完全無償化にしています。早川町というところは人口1,200人ほど、小学校が2校、中学校が1校あり、子供の数は3校合わせて63人の小さな町であります。この早川町の教育長さんは、町の学校、子供たちの教育について考える際、まちづくりの観点から考える必要があるとおっしゃっておられます。子育て世代がまちづくりの中心を担ってくれているから、山村地帯のために働くところが制限をされ自然環境が厳しいこの町において、一生懸命子育てをしている世帯を応援したいとも述べておられます。

そういう中で伊根町では、近隣他町より手厚い教育予算や子育て支援を実施されております。しかし、大変厳しい不況の中でリストラにおびえ、また給与が下がった人、先行きが見えない状況の中で、子供や若者を呼び入れ子供をふやす対策の一つとして義務教育の無償化に一步進めるべきだと思います。例えば、各教科のテスト代金、ドリル、資料集、一学期当たり1人2,000円程度かかると思います。また、体操服、習字道具、絵の具セットなどもみんなが買う物で、こういうものは公費で伊根町が負担してもよいものだと思います。また以前、一般質問した給食費とか修学旅行代金等もありますが、まず一步こういうものの公費負担を検討するべきだと思いますが、教育長さんの考えを伺います。

次に、学校の猛暑対策についてでございます。ことし2012年6月というのは、世界の平均気温は14.37度を記録し、20世紀に観測された標準値を1.07度上回り、1880年から開始された観測史上最も暑い6月になったとアメリカの海洋大気庁が発表をしております。実は1年前の2011年6月も観測史上最も高い平均気温が観測されていましたが、ことしはそれをさらに上回る数値となったということでございます。一昔前までは暑さの気象用語では、1日の最高気温が25度以上の夏日とか、30度以上の真夏日でしたが、1日の最高気温が35度以上の猛暑日という用語を2007年4月から気象庁が使い始めました。地球温暖化や都市化の影響などで、各地で35度以上になる日がふえてきたために生まれた用語で、全国の子報官が天気予報に使う予報用語に盛り込まれています。さらにここ数年、スーパー猛暑などもよく聞く言葉となりました。私らの若いころは、扇風機一つあれば昼も夜も難なく過ごせましたが、今はそんな時代ではないようです。夏休み、家の中で窓を開放しておけば、午後は東側の部屋で昼寝をすることができましたが、ことしはとてもそのような気温ではありませんでした。また、宿題は朝の涼しいうちにやっておけと言われていたのですが、ことしは朝から28度くらいの気温で、涼しい朝のうちに宿題を済ませるといような日がありませんでした。あいさつも、「暑いですね」という言葉を必ず入れてあいさつをしていたり、暑いと言って大きな声を出して気合いを入れながら、ことしの夏を乗り切った方も大勢おられると思います。熱中症による救急搬送の急増、熱中症の死者数も相当数あることも毎日報道をされておりました。

そこで、伊根町内の学校ですが、学校にはエアコンは必要ないだろうなというのが今までの、私も含めての常識であったらうなというふうに思っております。しかし、近年の夏を経験して、今までの常識はもう通用しないと感じています。教室でもこれからはエアコンが必要ではないかと考えますが、教育長さんの考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） それでは失礼します。

大谷議員さんの質問、教育の無償化、そしてエアコンの設置についての質問につきましてお答えします。

初めに、義務教育はこれを無償とすると憲法に記載されていることを踏まえ、子供は地域の宝という観点と保護者の負担軽減のため、教材費等義務教育に係る費用について無償化を検討、実施するように求めるとの質問であります。

公立小・中学校の授業料は、学校教育法第6条ただし書きの規定により無償です。また、教科書代についても義務教育、小学校の教科用図書の無償に関する法律、教科書の無償法の規定により無料です。憲法第26条第2項では、すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う、義務教育は、これを無償とするとうたわれています。少しここで義務教育の三原則というのがございます。機会均等、教育水準の維持、そして最後に無償化でございます。しかしながら、教育基本法第4条第3項で、国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならないとうたわれている。また、学校教育法第19条で、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとうたわれていることから考えると、義務教育を受けるに当たって保護者は係る費用を負担しなくてもよいという意味だけではなく、義務教育は原則無償と言えると思います。ただ、このことにつきましては法の解釈との兼ね合いもありますので、議論が必要であろうと思います。

学校におきましては、児童、生徒、個人の用に供する教材は、義務教育無償の原則に触れるものではないと解されていることから、必要な範囲で保護者の方からご負担をいただいているのが実情であります。先ほど触れました機会均等、教育水準の維持等々に係る内容であります。伊根町内の小・中学校では、児童・生徒1人当たりおおむね月額1,000円、年間で約1万2,000円程度を保護者の方に負担いただいていることとなります。

教材費等に係る費用はすべて町が負担するということにつきましては、大谷議員さんが言われています山梨県早川町——日本で一番人口が少ない町、本年9月1日現在の人口1,232名と聞いております——では、子育て家庭が行政に積極的に支援し、安心して子供を産み、そして育てることができるまちづくりを目的として、ドリルや教科等いろいろな材料も含めて教材費及び校外学習経費を対象経費として、本年4月から小・中学校教材費等無償化事業を施行されているところであります。しかし、早川町のように、本町がすぐに取り組めるかといえば、子供の数等々含めて、あるいは財政問題などなかなか厳しい状況にあります。近隣の市町の状況も参考にしながら調査や議論を重ね、総合的に検討していきたいと思っております。

次に、近年は猛暑が続く中、教室にエアコンの設置を早急に検討する必要があるのではないかとのご質問であります。学校で気持ちよく学ぶために、文部科学省が定めた学校環境衛生の基準があります。そこには教室の最も望ましい温度は、冬期では18度から20度、夏期では25度から28度であると記述されていますが、この夏の温度は35度を超える猛暑となり、9月に入りましても暑い日が続いております。そんな中、子供たちは学校生活を順調に送っております。平成22年度ですが、この年も猛暑であり、その対策として扇風機を購入し設置したところであり、暑さ対策に取り組んでいるところであります。本年も扇風機を使用しながらの授業であります。さらに、先生、子供たちが窓の開閉等々含めて、暑さ対策、熱中症対策はそれぞれ積極的に、適切にやっているとあります。しかし、子供たちは夏期休業期間中も補習、登校日、行事の準備、クラブ活動などのために登校の機会が多く、学習環境、熱中症対策などを考えたとき、普通教室などに冷房施設を整備することは近年の猛暑等から判断すると必要であろうとは思っています。猛暑対策は近隣の市町も同様であろうと思っております。近隣の市町で冷房設備が整備されている学校は数校であります。今後がどのような計画を立てて取り組んでいかれるかなどの情報の収集や計画を参考にしながら、管内での環境の格差が生じないように、伊根町の教育環境の整備に向け、財政の問題も含め総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 教育の無償化についてでございますが、1回ですべて完全無償化にせよということはいけませんので、できる範囲で一步ずつ進めていただければ大変ありがたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

また、2点とも質問に対してでございますが、近隣の市町村を参考にというふうに何度も述べられます。今までの一般質問についても、近隣の市町村を参考にというふうに述べられております。なかなか、近隣の市町村を参考にしておったら、いい対策でもいつまでもできないというふうに思いますので、主体性を持った行政をぜひとも伊根町はやっていただきたいというふうにお願ひしまして質問を終わります。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、大谷功君の一般質問を終わります。

次に、サル被害の防止対策についてを通告議題とし、上辻亨君の発言を許します。2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

サル被害の防止対策について、農水省の発表によれば、平成20年度京都府における野生鳥獣による農作物被害は金額で7億4,000万円、面積では830ha、被害額、面積ともに近畿最悪、金額では全国でもワースト5に入っています。しかし、農家の実感に近い生産額に対する被害率で見れば、京都府は断トツの全国一です。さらに注目すべきことは、被害に耐えられなくなつてつらなかつた分は計算に入らないし、何よりも農業生産に希望が持てなくなる精神的被害こそ最大の被害ではないでしょうか。被害の実態は数字よりもはるかに大きいと言ふべきです。人工林がふえ、山にえさが少なくなった、人口の減少と高齢化、温暖化でけもの生存率が高まった等、多くの原因が言われていますが、より根本的には、農業、林業の衰退によって山のけものがせり出してきたことにあると思います。このままでは、けものが中山間地域における農業と集落の最後の追い出し役になりかねません。農業と食料、地域経済、さらには環境問題としてもゆるがせにできない問題に発展していると思います。本町でもことし特に多く野猿による被害を聞いています。民家に入ってくる、稲を食べる、電気柵が効かない等、野猿も知恵がつき、きょうまで被害がなかつたものまで被害が拡大しています。今年度、野猿の生息調査業務が取り組まれるようですが、現在実施されているようですが、どのような取り組みでしょうか。また、期間等をお聞きしたいです。

また、本町には野猿、イノシシを捕獲するためのおりを六十数基持っていると言ひました。おりは野猿、イノシシおりと、町内の獣害被害の大きなところに設置し、管理されていると思いますが、野猿おりに関して町内の数カ所を見に行きましたが、おりの中に草も生え、えさも入っていない。また、役場横にある大型の野猿おりがありますが、えさも入っていないし、おりとして機能していない、管理されていないように思います。町内で野猿による被害、食害等で悩んでおられる方もたくさんおられます。おりを移動するなど、おりは捕獲するために設置されていると思いますが、もう少し活用し、捕獲に努めていただきたいと思いますが、町長の考えをお聞きしたいです。

また、野猿被害、食害等、本町においてもあちらこちらで被害を確認したり聞いたりしますが、野猿等に関する生態、行動、被害対策、情報提供など、被害が出たときの対処法、連絡先等を明記したチラシ等を配布するのままずは対策のひとつと私は考えますが、町長の考えをお聞きしたいです。

最後に、野猿を追い払う手段としてロケット花火などがあります。女の人でも野猿を追い払うことが簡単にできる手段だと思ひますが、本町には販売している店も少なく、夏を過ぎると購入が難しくなります。野猿被害で困っておられる方が簡単に購入できるような取り組みの考えはないでしょうか。また、追い払い手段として全国でもさまざまな取り組みがあります。畑の周辺にトウガラシの粉を散布したり、また、ハエ取り紙を畑周辺を囲むようにつるすなど、新しい忌避剤等も研究されているみたいです。本町では収穫間際に食い荒らされる、民家に侵入して室内を荒らされる、屋根の瓦をめくられるなど聞いておりますが、また町内では人的被害の報告は聞いていませんが、今後、人的被害も考えられます。野猿も知恵がつき、あの手この手で民家や畑に入ってきています。本町でも追い払い手段として、女の人でもできるような簡単な、新たな取り組みの考えがあればお聞きしたいです。

答弁を求めます。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。  
サル被害の防止についてでございます。

まず1点目の野猿の生息調査業務でございますが、9月18日より2人体制であらかじめ定めた曜日に振り分け、毎日、出没場所、時間、頭数等の出没状況の調査を行い、群れの数や構成、活動エリアを把握していくこととしております。また、出没の調査については、以前調査のために個体に仕掛けた発信機を利用する方法と、住民の協力を得て監視員に通報いただき確認を行う方法の2つを計画しております。そして、それらの情報を集計し、グループごとの行動パターン、被害の規模や種類を分析し、駆除が効率的に行える場所を選定し、えづけを進めていきます。後にその場所に捕獲おりを組み立て、一斉捕獲につなげたく考えているところでございます。時期といたしましては、現在も進行中でございますけれども、えさのなくなる11月後半からえづけを始めます。そして、おおむね3月上旬捕獲予定でございます。

2点目の、捕獲おりの管理、利用に関するご質問でございますが、おりは現在イノシシ用が69基、猿用を17基保有しております。しかしながら、その設置ができる有害鳥獣駆除従事者が15名であります。保有基数に対し管理のできる人員が大変不足している状況にあります。すべてのおりを毎日点検、管理することが非常に困難な状況にあるわけでございます。そのような状況の中でも、おりを管理できる範囲で最大限設置に協力いただいているものと理解しておりますが、絶対的に人員が不足しており、地域の皆さんへ狩猟免許取得や設置したおりの管理についての協力をお願いしております。このことにつきましては、議員さんのほうからもそういう事情をお知らせいただければ幸いに思いますし、またこの議員さんの中でも大谷議員さんですか、狩猟免許を持っておられるのは、できれば若い議員さんはこういう狩猟免許を取られまして、その先頭に立っていただければ大変ありがたく思っております。

3点目の、野猿被害対策チラシや被害対策マニュアルの配布についてですが、平成21年には伊根町野生鳥獣被害対策協議会と伊根町地域担い手育成総合支援協議会の連名で行いました。しかしながらその後は行っておりません。また、猿の追い払い活動説明会は昨年度に全集落を対象に行い、参加者数267名でございました。今後も定期的に議員おっしゃるように鳥獣害対策等のチラシ等の配布を検討いたしたく考えております。

4点目の、追い払い用のロケット花火の件でございますが、以前より購入に関してのあっせんは行っておりましたが、いつでも簡単に購入できるよう、Aコープで終年扱いができないか検討していただいた結果、置くことは可能との回答をいただいております。今後はそちらを利用して購入いただくよう、広報、お知らせ板等で周知をいたします。またさらに、他の店舗でも扱っていただけるよう商工会へご相談もいたしたく思っております。

追い払いの手段で簡単にできる新しい取り組みがあるかとのご質問でございますけれども、これにつきましては、これとってよい方策があるわけではございません。専門家によりますと、猿が出ましたら大きな声を出し、徹底的に追いかけて、追い払うことが基本とされます。要するに、こんなところへ出てくると痛い目に遭うぞと、それを思わせることが大事ということになります。そして、このことを継続していくことが最も効果があると言われております。皆さんのご協力のほどよろしくお願いを申し上げる次第であります。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 再質問ありますか。上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） 猿のおりのことなんですが、その大型おりもあって、せっかくおりがあるので、えさやって1基でも、あそこのおりだけでも何とか管理してほしいなという気持ちがひとつあるんですが。

伊根地域で、ことしの春ですか、子猿が2頭入ったということを受けて役場に連絡があったらしいですが、逃がしたと、撃ちに行く間にだれかが逃がしてしまったという報告をちらっと聞いてもおります。そういった、せっかく入ったのに逃がす人もおるので、おりにさわらないようにせえとか、そういう警告もつけてみたりもしてほしいと思います。

また、猿による被害なんですけれども、新しい取り組みとかなんですけれども、やっぱり個人個人で取り組んでおられることがあると思うんです。いろんなトウガラシの粉をまいたり、さっきも言いましたが、いろんな情報を、私はこういう取り組みをしておるんだということをわかったら情報公開しながら、こういうやり方もあるんだということをチラシ等で本当に知らせていただければありがたいというふうに思います。そういったことをお願いしまして、前向きに今後の取り組みも考えていってほしいと思います。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 答弁されますか。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 猿を逃がした人がおるとか、動物愛護といいましょうか、いろんな考えの持ち主の方がおられまして、そういうことをされる方がおられるようであります。何とか注意してやれるように、また早急に、人が少ないから無理なんですけれども、早急に処分できるように頑張らせていただきたいと思います。

議員からのご質問がありましたので、どういう予定で猿の一網打尽の計画をするにも、余り言いたくないんですね。そういう方に聞かれますと、3月上旬にやるんかと言って、おりを立てとる最中につぶしに来られたらたまったもんじゃないですから、ちょっとその辺はご理解いただきたいなと思います。

また、いろいろと個々の方で対策を練られたり、また以前、議員おっしゃってられましたようにオオカミの尿ですか、それとか、いろいろと我々も聞いたり調べたりするんですけれども、結局のところ皆さんにお知らせするほどの確証がないんです。こうやったらあれだという話は聞くんですけども、実質ずっと調べていきますと、皆さんにそういうものを例えば用意してもらったり、購入してもらったりして、実際に効果があるんかどうかというのが、なかなか確証の得られる方法がないもので我々もちょっとちゅうちょしておるわけでございます。我々もそちらのほうも研究させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、上辻亨君の一般質問を終わります。

休憩をいたします。10分少しなりますが、10時50分に再開をいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

休憩 10時38分

再開 10時50分

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたしたいと思います。休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、不在地主の廃屋の取り扱いについてを通告議題とし、泉敏夫君の発言を許します。8番、泉敏夫君。

○8番（泉 敏夫君） 失礼いたします。

通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問内容としましては、不在地主の廃家の取り扱いについてということをお願いしたいと思います。

伊根町の人口減少に伴い、各集落において不在地主、不在家主が増加しております。本来その土地、家については、その持ち主が管理するのが筋でございます。しかしながら、その土地を離れ、世代が何代もかわることにより集落と地権者は疎遠になります。土地や建物のみがそのまま残っております。これは伊根町ではございません。最近はこちらにそれらが見受けられております。現在、各集落におきまして廃家が点在しており、今にもつぶれそうな家も多々あり、ことしの大雪で崩れた廃家もあります。本来、各集落がその地権者を見つけ話をし、処分するのが本来の方法かと思っております。しかし、法務局等で地権者を調査しても相続登記がなされない廃家は、地権者がわからずその処理に苦慮している集落もあります。最近は特に全国的にもテレビ等でも報道されております。

この廃家対策といたしまして、町が集落にかわる地権者を調査することは可能でしょうか。またこの地権者不明の場合、行政が廃家を適切に処理する方法はないでしょうか。町長さんの答弁をひとつよろしく申し上げます。



○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、泉議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。不在地主の廃屋の取り扱いについてでございます。

伊根町では、土地、家屋の所有に関する照会は不動産登記に記載してある事項について、地番を申し出ていただきましたら、土地、家屋の所有者の氏名、住所について回答をさせていただくこととしております。しかしながら、相続登記がなされていない物件の所有者や未登記の家屋の所有者に関する事項は、地方公務員法第34条及び地方公務員法第22条に抵触するものと考えておりますのでお答えができないわけでございます。いわゆる守秘義務でございます。

具体的には、法務局で調べることのできる情報の範囲ならば、伊根町としても回答可能でございますが、相続登記されている所有者と異なる納税義務者の氏名等はお教えすることができないわけでございます。また廃屋対策として、町は集落にかわり地権者の調査を行うことは、課税情報収集のための調査は必要でありますし可能であります。しかしながら、その知り得た情報をお教えすることができないわけでございます。

次に、所有者不明の廃屋に係る行政の適切な処理方法についてのご質問ですが、所有者不明の廃屋であってもその所有者の同意なしに財産を処分することは、刑法に抵触するため原則として対応ができません。これらの問題を対処する場合、有効な方策といたしましては、所有者に対し所有建物の処分に係る最終的な措置、対応を記した書面を事前に取り交わしておくことが重要とされております。

伊根町といたしましても、今後こうしたたぐいの条例等を制定していきたいと思うんですけども、大事なことは各集落集落でそのような書面をつくって、今後だれもいなくなるようなことが想定されるときには、私はこういうことに同意しますという、そういう書面をお互い取り交わしておく、そういうことが大事ではないかとと言われております。

このことを前提といたしまして申し上げますと、所有者あるいは管理者が特定されている場合は、これは建築基準法第10条の規定によって、危険な建物について指導、監督もしくは最終的な措置としての除去命令ができるとなっております。しかしながら、今申し上げましたことは、この規定は建築主事を置く京都府もしくは政令指定都市が対象でございます。本町の場合は建築基準法ではなく町独自の条例制定により廃屋対策が可能であると考えており、その方法は極めて危険な廃屋などの撤去に向けて指導や勧告などでございます。また、危険度が著しい場合は、行政代執行による強制的撤去も可能となります。

現在、本町は景観行政団体となっており、景観条例の制定を今検討しているところであります。景観条例でこれらの景観を阻害する廃屋等も含め、所有者への指導、勧告、撤去を行う上の規定を定めることができますので、他市の事例を参考にしながら検討を進めたく考えております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 泉敏夫君。

○8番（泉 敏夫君） ありがとうございます。

美しい村連合等にも影響してこようと、そういう廃家があれば特に美しい村連合にも影響してくると思われまして、また例えば、伊根町転出されるのか、出られるときに例えばこの家を何とかするとかいうような一筆はとっていけるような方法みたいな、そういう対策を講じて考えて条例が要ればつくったり、つくっていくとかいうことでしていかないと、集落において大変迷惑がかかっておるように聞いておりますので、その辺ひとつ十分検討していただきたいというように思いまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、泉敏夫君の一般質問を終わります。

次に、入札制度について及び命の道（立石から亀山間）の整備について、並びに空き家を生かした観光拠点整備についてを通告議題とし、濱野茂樹君の発言を許します。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 失礼いたします。政風会の濱野茂樹でございます。

通告に従い一般質問を行います。私の所見を申し上げてから質問をしたいと思っております。

地方自治体は首長も議長もそれぞれが住民の直接選挙で選ばれる2つの民意で運営されております。国会議員が国会で首相を選出し内閣をつくる議院内閣制とはこの点が異なります。政府と与党



が一体となり、国会とは異なり、地方議会は首長の執行機関とは独立、対等の立場であり、執行権を持つ首長と議決権を持つ議会が互いに牽制して均衡を保つことが本来の目的でございます。議員は各種団体や地域が送り出す代表で、首長は自治体全体の運営を託され選ばれます。選ぶ基準が違うのだから、両者がぶつかり合うことは避けられない関係にあるのが当たり前であります。議会は議決権を持ちながら執行責任を負わずに来たが、議案チェックだけが議員の仕事というならオンブズマンと変わらないと言えるのではないのでしょうか。

ご存じのように、我々議員の一言一句は取りも直さず住民の意見であり、住民からの声であるというべきであり、議員が行う質問や質疑、討論は同時に住民の疑問であり、意見であり、表決において投ずる一票は住民の立場に立っての真剣な一票なのです。ましてやこのことは、議案の大きい小さいなんてことはあり得ません。先日の私の質問に町長さんが回答されましたように、当然議決に参加する我々議員にも町長さん方と同様、住民の皆さんへの説明責任もございます。また、以前から申し出ているように地方は町長と議会の二代表制なので、与党たるものは存在しません。自分たちの政治的な立場からけんけんがくがくの議論ができないことは、政党政治の死を意味します。そうした遠慮によって議論が貧弱になることは、我々に付託してくれた町民への背信とすら言えるわけです。今後も引き続き、さまざまな立場を超えて真の町民の立場で議論してまいりたいと思います。

では、一般質問に入らせていただきます。今回は入札制度について、そして立石から亀山間の道路整備について、空き家を生かした観光拠点整備についての3点を通告に従い、心を込めて質問させていただきます。

1点目の入札制度についてでございます。

地域経済振興に関して注目されているキーワードとして、地域内再投資力という言葉がございます。人、物、お金、情報など、地域の資源を地域内で循環させ、外から入るお金をできるだけ外へ逃がさないという考え方でございます。農水産業ですと地産地消という運動が全国でも盛んに取り組まれておりますが、これも一つの地域内再投資力でございます。当町でも平成23年3月に伊根町地産地消推進方針が策定され、平成24年第1回定例会では早急に伊根町地産地消推進協議会を設立し、推進体制の整備を図り、伊根町地産地消推進方針に基づき一つずつ具現化できるよう進めていきたいとご答弁いただいております。現在着実に具現化に向けた取り組みがなされているものだと思います。地域内再投資では農水産物だけでなく、中小企業者は自分たちが地域の経済を支えるという自覚と誇りを持ち、住民は自分たちの消費活動が地域経済に貢献しているという自覚を、そして行政はこの地域内再投資を可能にする産業構造、流通構造、消費構造、企業間の連携などを支援するという考えでございます。町長さんからも昨年12月の定例議会の私の一般質問に対して、町外からの金を稼ぐということが地域の活性化につながることは異論がないところであるというご答弁をいただいております。

伊根町の入札制度は、特殊なものを除き指名競争入札で実施されております。その方法は予定価格を事前に指名業者に公表し、最低制限価格を設定し、入札後に最低制限価格を業者に報告、また公開する形で実施され、また前述に寄りがたい特殊な工事や業務委託については従来の予定価格の設定による指名競争入札で実施されており、地元貢献度を考慮した入札制度ではないと認識しております。この背景には、本町のように建設業、電気設備事業者、建築事業者が少なく小規模であるため、一般競争入札の導入は地元業者にとって厳しい条件となることが予測され、本町になじまないということが言えるのだらうと思っております。町内事業者の育成確保を図るためには、町内業者を優先した指名競争入札が賢明な判断だと思いますが、国土交通省や京都府では総合評価入札方式などが検討実施され、入札価格に加えて品質向上といった価格以外の要素も含めて業者を決定されておられます。このような入札の業者選定には最低2カ月の審査機関を要しており、当町がそのままこのような入札方式を導入することは困難なものと推測いたします。しかしながら、伊根町で働く場所がないのであれば、伊根町外の事業者にも町民を雇用していただき、伊根町から通勤いただき、せんだってご答弁いただきましたように、町外からお金を稼いでいただくことが地域の活性化につながるわけです。

そこで、現在の入札参加資格申請書に伊根町の雇用者数を記入する欄を設け、指名委員会で指名

業者を選定する際には、業務内容や工事請負実績等の判断材料に加え、伊根町民の雇用者数も判断材料に加えることで、町外における雇用場所の確保を図ることも必要ではないかと思われます。

また、伊根町の発注工事価格は安価な場合があり、請負業者の一般管理分を充足するに至っていないケースもお聞きします。また、近隣市町外の業者が落札し施工する工事では、地元に対する配慮すらない状況が見受けられます。加えて、こうした制度では安定した受注ができないため、地域内の建設業者の疲弊が顕著となっており、このままでは除雪や災害復旧への対応が困難となるおそれも生じております。そこで、地域の雇用を維持していく観点からも地域内再投資力の強化を図るため、町独自の入札参加資格申請書を策定し伊根町民の雇用者数を明記するなど、公共工事における入札参加資格を見直しするとともに、地域の雇用を維持していく観点から最低制限価格については国・府の基準に設定するなど、地域内再投資を可能にする産業構造、流通構造、消費構造、企業間の連携などを支援すべく入札制度を改正する考えがないか、町長さんにご所見をお伺いいたします。

続きまして、立石から亀山間の道路整備についてでございます。

重要伝統的建造物群保存地区に選定されてから、着々と景観保全に向けた住宅修景事業が進められており、観光面、文化財保護の観点から見ますと着実に成果が出ていると言っても過言ではありませんが、防災面から考えますと平成16年の台風23号でも立石地区の裏山が崩壊したことは事実であり、また過去には大規模な火災もございました。住民の安心・安全が保たれているとは言いがたいものがあると思われます。また、有事の際は船があるから船で避難すればいいというご意見もあるようですが、すべからず船をお持ちだとは言えない状況だと思います。船での避難を考えるのであれば、大型船で輸送できるような民間との災害援助協定等も視野に検討すべきだと思います。

災害に強いまちづくり、とうとい人の命を守るためにも立石亀山間の裏山の道路が必要です。以前の答弁では各関係機関とも十分な調整を図りながら慎重に検討したいとお答えいただいておりますが、今でもそのお気持ちは変わりはないものだと思います。また、この立石から亀山までの家屋裏の道路整備は伊根地区から常々要望されている案件で、町から地区への取り組み状況報告では、京都府等の事業で道路改良を京都府へ要望するとご回答されております。また、伊根町商工会でも本件に関連して安全・安心のまちづくりを構築する最優先課題、最優先に取り組むべき課題と考え、京都府に対し次のように要望されています。

伊根湾沿い、府道伊根港線におきましては、母屋と舟屋が密集して立ち並び、急傾斜の山側で土砂崩れ、民家火災の延焼等が想定され非常に危険な状況であること、舟屋群等観光資源の活用におきましても観光振興に大きく寄与する考えから、舟屋の里公園付近から山手においてバイパス等を延伸し、亀島地区を経由した防災道路の整備を実施していただくよう京都府へ対し要望しているのは町長さんもお存じだと思います。この案件につきましては、再三再四この議会の中でも一般質問されております。国・府ともに財政状況が厳しい中、20億円とも言われる事業費、また町内の事業中箇所を進捗状況を踏まえ、厳しい状況であるということは十分承知しております。また、重伝建地区の関係、急傾斜工事を付した民家の上の山肌に道路をつくるということが、防災の観点からいいのか悪いのか議論を要すことも以前の答弁から十分承知しておりますが、想定外の災害等で立石亀山間の袋小路の道路が寸断され、欠落した等の場合においてとうとい人の命を救うためにも、この避難道、命の道は欠かせないというふうに思います。整備する考えはないか改めてお伺いします。

また、平成23年第2回定例会議会等一般質問以後の本質問に対する京都府への要望の進捗状況及び今後のどのように進める方針なのか、町長さんにご所見をお伺いいたします。

最後に、空き家を生かした観光拠点整備についてお伺いします。

観光庁国際交流推進課の試算によりますと、定住人口が1人減少した分の経済効果を埋めるために必要な金額は、国内の日帰り客であれば79人、宿泊客であれば24人分の旅行消費額に相当すると言われております。また、専門家の意見によりますと、人口の減少や団塊世代の高齢化等により、今後国内の旅行者数自体が減少し、観光客の激しい獲得争いがされていくことも予測されております。積極的に観光振興を推進し観光客を呼び込むことは、少子高齢化社会で成熟したこの社会における交流人口の拡大、需要の創出による経済の活性化に対して有効であり、伊根町の交流人

口50万人を目指す上でも必要だと思います。

現在旅行者は、旅行会社が企画する団体旅行では満足できなくなっており、個人旅行へのシフトが顕著に進んでおります。今後ますますこの傾向は加速していくとも言われております。個人旅行者は団体旅行と違い、大型バスでは伊根町に訪れません。自家用車か公共交通機関により来られます。また、遠方からの方や年配の方は公共交通機関を頼るケースが多いことは今ここで言わなくても周知のとおりでございます。自家用車の方は別として公共交通機関で伊根町に訪れた際、また来る際、舟屋の町並みに観光施設が散在しているため、自動車でないを見たいところへは行けないなど、海上タクシーやレンタサイクルは今ありますが、伊根地区内での2次アクセスが不便な状況は否めません。

また、舟屋を散策された方からは、現在散策道が舟屋の里公園から下に向けて修繕整備中ですが、観光案内所が道の駅にあるので遠くて行けないといった意見も、そして舟屋の町並みに休憩するところや食事どころが少ないといった意見も聞かれます。舟屋の町並みの中に観光拠点と2次交通の整備が必要だと考えます。幸いにも伊根町の空き家バンクには、現在伊根地区の3軒を含む7軒の物件が登録されております。その中には舟屋も含まれております。例えば、空き家となった舟屋を町が買い上げまたは賃貸し、舟屋の町並みに空き舟屋を活用した環境拠点を整備することにより公共交通機関で来られた方に対し町内施設への誘導ができ、また空き舟屋を活用することで要望の多い舟屋の内部見学ができ、かつ町並み散策の休憩に利用してもらえ、舟屋の2階部分は開放していただき、カフェや町長がよくおっしゃるイタリア料理店などにテナントをお貸しすることもできるのではないのでしょうか。以上のことから、舟屋の町並みに舟屋を活用した環境拠点は必要と考えますが、町長さんのご所見をお伺いいたします。

空き家バンクに関係いたしまして、先日首を傾げるような、ちょっとどうなのかなというような出来事をお聞きしました。ここでお話しさせていただきます。

空き家バンクですが、制度自体空き家提供側と利用者の町に対するマッチングは伊根町へふさわしい人を町内へ誘導するためにはなくてはならないものと思います。しかしながら、先日東京から空き家バンクに登録してある物件を見ようと、平日にカップルがわざわざ伊根町へ訪れてこられました。事前に内部見学について町に連絡していなかったからか、役場に行っても門前払いで物件の所在すら教えてもらえず、外観すら見られずに東京のほうにお帰りになされました。事前に連絡がなかったのは事実のようですが、町のホームページに見る限り、空き家利用登録申込書を提出すれば情報を提供するとあります。その場で記入してもらいなりして情報提供することはできなかったのかと、せっかく東京から来られたのに残念に思います。当日申込みでは情報提供できないのであれば、ホームページ等でももう少しわかりやすく情報を記載する必要があったと思います。職員向けのおもてなし研修も実施されているようですが、もう少し親身にお話を聞いていただきたかったなと思いました。

今後こうしたことがないように努力いただきまして、一般質問とします。ご答弁よろしくお願います。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは濱野議員のご質問にお答えしたいと思います。

それと一番最後に耳の痛いお話を聞かせてもらいましたので、それについては当方でも調べさせていただきます。そういう事実に対しては対処させていただきたいと思っております。

それではまず初めに、入札制度についてのご質問からお答えをさせていただきます。

入札制度は、地方自治法に規定されておりまして独自の制度化ができません。当町の契約規則についても、これら法令に基づく規則としております。

次に、最低制限価格の基準でございますが、当町は国が定める低入札価格調査基準価格により定めており、国の基準に準じた最低制限価格の設定を行っております。

次に、入札参加資格申請書に係る町独自の見直しについてですが、伊根町では入札参加資格審査申請書をもとに指名業者、登録業者を作成しており、指名競争入札の際は当該名簿に登録されたものから指名することとしております。指名業者登録名簿には工事等の実績、従業員の数、その資本の額、その他の経営の規模や状況、技術的適性等が記載されております。また、指名する際は指名

運営委員会が契約内容に応じて確実な履行が期待できるか等を検討し指名しており、現行の申請書で十分事は足りているように思います。ちなみに、昨年の土木建築発注が町内業者に5億3,688万円、そして町外というんですかね、うちの指定していない業者が9,229万円、ですからほとんど8割方、町内業者の皆さんにとっていただいております。そういう状況でもございます。

そうでありますので、そういう現状もございませぬけれども、公共工事の契約に関する入札については、適正化法も含む法令は機会均等、公正性、透明性、経済性を確保することを意図しております。当然住民の皆さんもこれは求めておられることと思います。入札制度とはそういうものでございます。だれが見ても明快で公明正大であるべきに思います。議員おっしゃられます、るるおっしゃられましたけれども、企業間の連携等を支援するために入札制度をいじるというようなことは、私は考えておりませぬ。そして現状は、先ほど申し上げたとおりでございます。また、基礎のほうでやりかえてということで、でもこれはなかなか痛しかゆしでありまして、伊根町民をたくさん雇って人数でいくと、逆にいくと大手のほうは人数としては、率ではないですよ、人数としては多いということがあって、そこにより点数をつけるというのは、またいろいろと問題がある。なかなか複雑でありますので、その辺のところのご理解をよろしくお願いしたいなと思います。

次に、想定外の地震・津波を想定した亀山地区避難道路整備についてでございます。

先ほどちょっと商工会のほうの要望とか言われましたけれども、今回は命の道ということで、その災害の安心・安全という面からお答えをさせていただきます。

想定外の地震・津波でありますけれども、大津波の場合はピンポイントの立石亀山間がどうという問題ではなかろうかと思っております。伊根町を超えて丹後半島、若狭湾、それを超える範囲の問題でありますので、そのことには置いておきたいと思っております。想定外の大地震で立石亀山間の道路が寸断、または欠落した場合は、これにつきましては災害の規模にもよりますが、これを復旧するのが第一の対策であると考えております。また、一分一秒を争う緊急時ならば船舶による海上搬送、避難が有効でございます。当然、亀山地区の皆さんが全員すぐ即避難しなければいけないとなりますと、それはしかるべき機関のそれなりの容量を持った船を調達いたします。

現状の立石亀山間の道路は、寸断されるほどの地震が起きた際、裏山に新設する道路が無傷ということは考えにくいわけでありませぬ。どちらかといえばその道路のほうに先に崩壊、寸断され機能しないほうが多いかと思われませぬ。また、急傾斜工事を済ました居並ぶ民家の裏山に道路をつくるということは、想定を超える地震の際は逆に土砂災害の要因となりかねず、防災の観点からはかえって危険ではないかと考えられませぬ。また、想定外の地震が発生し生活道路が寸断され孤立するという状況は、何も耳鼻亀山地区に限った話ではございませぬ。議員冒頭おっしゃられましたように、議員の皆さんは地区の代表ではありますけれども、伊根町の代表であります。伊根町内では薦池地区も同様であります。同じような環境であります。菅野、河来見、長延、畑谷、ここに至っては現道と林道しかありません。そのような大災害が起きた場合、現道が寸断されるんですから、林道がそのままということは考えにくいわけでありませぬ。伊根町内至るところで集落が孤立した状態になると想定できます。そういう意味からいうと、まだ海で行き来できるほうが万が一のときは避難等の対応はできると考えております。

そうではありますけれども、伊根町もいろんな課題は山積であります。あれもこれも、これもあれもということがたくさんあるわけでありませぬ。そういう中におきまして、この伊根だけじゃないですね、大地震ですからね、近所では山田断層というものがあるんで想定はできるんですね、7.6ぐらいの地震が起きる可能性は想定できます。しかしながら、この地域にそのような大地震が起こることを想定して生活道路が崩壊、孤立するであろう集落すべてにやるとなれば、別に今申し上げましたように亀山だけの問題じゃないわけですね。すべての集落に別ルートの避難路を整備を行うということが、安心・安全のためとはいえ現実問題として必要なことか、想定すべき課題か、大変議論を要するところではないかと思うわけでありませぬ。

また、平成23年6月定例会以降、この件について京都府への要望は、公式要望はしておりませぬ。公式に対しては非公式ということになってしまいかもわかりませぬけれども、振興局長さん、土木事務所の所長さん等お話はさせていただきますけれども、これは公式な要望をしたわけではござ

いません。しかしながら、ここでご紹介をするほどのよいお答えはいただいているわけがありません。そうであるから、進捗もしていないわけでごさいます。前回の答弁同様、検討課題であるとそう認識していると、そういう答弁をさせていただきたいと思ひます。

次に、3点目に空き家を生かした観光拠点整備についてでございします。

現在、観光案内所は舟屋の里公園の中で伊根町観光協会により管理運営されております。この施設は言うまでもなく伊根町の交流の拠点施設であり、案内所として十分な機能と効果を發揮しているものと考えております。空き家を生かした案内所を備えた観光拠点整備であります。さきに述べましたように、案内所は来場者が多い舟屋の里公園が現段階では最善と考へます。また、空き家を観光の拠点に整備することは、空き家というものは規模も小さくなりますし点在をしておりますので、拠点というのはなかなか難しいものがあるかと思ひます。しかし、例えば議員もおっしゃられましたように、公開の舟屋であったり、舟屋カフェであったり、特産品売り場、お食事どころ、そういった観光施設、観光資源づくりは可能であろうし、伊根町の観光振興に大いに一役買ってくれるものと思ひております。我々も検討中とございします。

京都縦貫の完成ももう目と鼻の先とございします。増加が期待される観光客の受け皿の観点からも、我々も必要なことであろうと考へております。しかしながら、持ち主の意向がございします。空き家の取得や賃貸等には大きな課題があるわけとございします。手法、時期、場所等は今後しっかりと検討させていただきたいと思ひております。

以上とございします。

○議長（宮下愿吾君） 再質問とございしますか。濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 入札制度につきまして、非常に丁寧なご答弁いただきましてありがとうございます。なかなか私もその人数によるのか割合によるのか、すごくいろいろ悩んだところでございします。その点も踏まえて今後どういった方法ができるのか、町側としてもぜひご検討いただきたいと思ひます。

2点目の命の道についてとございしますが、当然袋小路となっている道は伊根町各薦池をはじめ存在しているわけとです。ですが林道とか、そういったもので避難できる場所があるところもあります。私が思ひますに、この立石亀山間、裏山を通すというのは要望ではあります。なかなか災害時において機能をどこまでするのかと考へるところではあることは事実とです。ですが人が歩けるような、例えば一車線片側交互通行までもいかなくても林道のような道であれば、私は何とか景観上問題なく設置が、場所がすぐ裏山という形になるのかどうかは別とです。大原とか回る方法もあるでしょう。いろいろ考へることができないのではないかなと、知恵を出せばできるのではないかなというふうに思ひます。また、住民さんのほうからも、このバイパスについては何らかの形で実現していただきたいという多くの声を聞かしていただいております。今後ぜひ町のほうでもご検討いただいて、京都府へ並びに国に対しての要望の際には、私どもも一生懸命頑張つてまいりたいというふうに思ひますので、何とぞご検討よろしくお願ひします。

最後の空き家の関係とございしますが、道の駅に案内所があると。本来道の駅は副町長さん、その社長でいらっしゃいますのでよくおっしゃるのですが、一括管理が望ましいということも聞いております。一括管理であれば私は道の駅の管理者がこの観光案内はなす、すべきだろうと思ひております。ぜひ今前向きなご返答いただきましたので、その中に今の観光協会なりを置いていただく形をご検討いただきたいなというふうに思ひます。

以上とです。

○議長（宮下愿吾君） 町長、答弁にされますか。要望でよろしいですか。よろしいか、答弁は。

○3番（濱野茂樹君） はい。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、濱野茂樹君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

暫時休憩とします。

休憩 11時31分

再開 11時32分

◎ 日程第3 議案第44号

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第44号 平成23年度伊根町の歳入歳出決算認定についてを議題とします。  
最初に、議案第44号 平成23年度伊根町の歳入歳出決算認定についてを議題として、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。ないようです。

次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） それでは、平成23年度決算認定の討論に賛成の立場で参加をいたします。

本決算は一般会計において実質収支7,941万5,000円の黒字決算で、財政調整基金を取り崩さずに5,157万5,000円積み立て、決算時の現在高10億2,049万5,000円とし、また減債基金も4億2,262万9,000円にまで大きく積み立てをしました。起債の残高も毎年減少傾向であります。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は22年度対比1.0%ふやしましたが、公債費比率は2.2%減らし9.7%とし、ここ近年の財政の良好な数値を今年度も維持発展をしました。

地方交付税の算定について、国勢調査人口等の減により交付税額が減少をしたり、国庫補助金で各種臨時補助金がなくなったことから大きく歳入額が減少しているものの、伊根町財政計画に沿った町債発行抑制と良質債の活用や財政計画との比較でも、町民負担を以前の状態に戻しながら財政的に当初の計画的以上に健全化をしていることは、町長を先頭とした職員の努力があらわれた決算で大きく評価をするものであります。

今年度の事業では、高校通学費等補助金、民宿開業支援事業、生き生きまちづくり応援事業、町道改良の進捗、実践農業支援整備事業、浄化槽維持管理補助金、有害鳥獣対策事業、未登記物件登記事務の進捗、町営バス運行事業、空き家を活用した定住促進事業、町営住宅の建設事業、災害配慮者支援事業、高齢者買い物支援事業、緊急通報体制事業など、安心して暮らせるまちづくり、子育て支援、町民との対話に努力されていることも大きく評価をするところでございます。

今後とも財政計画にのっとりながら、必要なところには集中した財政出動を行い、さらに町民要望にこたえるよう期待をしたいと思います。

また、人口の増加は日本全体で人口減となっている状況で、伊根町の人口をふやすことはかなり難しいことではありますが、せめて町民の若者比率を徐々にふやす対策について、今後ともさらに検討を加えることが必要ではないかと思っております。さらに、ことしも町税の不納欠損が発生しましたことは大変残念なことでもあります。こういう事態のないよう対策強化に努めていただきたいと思います。

次に、特別会計でございますが、国保会計ではこれまで誇っておりました23年間継続していた国保税の100%収納が3年連続して達成できなかったことは、大変残念な結果であります。他町と比べ収納率はいいものの、憂慮すべき事態であります。地方税機構と連携を密にし、対策強化に努めていただくことを望みます。また、ここ近年大変若くして体調を崩される方が増加している気がしております。大変残念なことでございます。町にとって大きな人材の損失であります。健康診断や病気の予防など健康増進事業、保健指導の徹底強化について、さらにご努力をいただくことを強く望みます。

下水道会計につきましては、22年度より着手しています伊根地区漁業集落環境整備事業、大きなおくれが出ないよう、計画どおりの供用となるようご努力をいただくとともに、工事に伴う町民への影響について十分なお配慮をお願いしたいと思います。

介護保険会計では、町内でも高齢者の虐待、認知症の進行などによる権利擁護の問題など、高齢者問題の相談は決算附属書で比較しても確実に増加をしており、被害の予防防止、問題解決への的確な対応が求められております。また、施設入所の希望者も増加していることなど、住みなれた伊根町で活動的に、かつ尊厳ある生活が継続できるようご努力をいただきたいと思います。

そのほかの会計につきましては、特別申し上げることはございません。

以上、伊根町がさらに町民の命と暮らしを守り、町民に夢と希望を与える政策の実現と住民参加の取り組みで、町民みんなが活気のある小さくても元気な伊根町を目指し、町民にとっても他町か

ら見ても魅力あるまちづくりに今後も一層邁進されることを期待しまして、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論はありませんか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） ただいま議題に上がっております平成23年度一般会計決算につきまして認定すべきであるという立場から討論をいたします。

伊根町においては自主財源が少ない中、また厳しい財政状況の中にあつて、町理事者は既存財源の確保に最大限の努力をされたことと思っております。一方、歳出におきましては、管理経費の節減に努力されたことと思っております。財政運営の効率化、健全化に注意を払ってきたのがこの決算であると思われまふ。

2点ほど申し上げたい点がございまして。歳出決算額が40億3,467万7,000円で予算減額に対する執行率は89%であります。予定をした歳出を執行しないがために繰越金が生じたのであれば、それはよくないことであります。また執行率89.5%はどうなのか、今後検証しなければならぬというふうに思っております。

次に、各科目において不用額が多いことを質疑等で指摘されております。なぜ不用額が多いのか、考える必要があるのではないかと思っているところでございまして。また、この予算に計上された額を何でもかんでも全部使い切ってしまうことが良であるということは限らないのであります。計上された予算を創意工夫、努力によって節減をしながら所期の成果を掲げたのであれば、その苦勞は大変大きいものであると考えております。また、こういったことに対して批判するべきものではないと思っております。

今後においても長期的展望に立つ財政運営の確立を期し、百年の大計を誤らないよう細心の注意となお一層の努力を重ねますよう特に要望を申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論はありませんか。6番、松山義宗君。

○6番（松山義宗君） 平成23年度伊根町歳入歳出決算認定につきまして、賛成の立場で討論いたします。

一般会計決算は27億5,000万と、当初の歳入から10%減となりました。伊根町は自主財源に乏しく、地方交付税等に依存した財政運営の中で職員の努力、関係者の努力、町民の皆さんの協力により、事業を実施できたことは十分に評価に値すると思えます。着目すべきは行政のための決算ではなくて、行政手法により地域の状態や町民生活の質に変化がうかがえるか否かが重要であると私は思います。事業、プラン、実行、評価、改善、修正、さらには予測を討論しながら補正または次年度予算に反映することが決算の目的と考えられるからです。当町においては事業本数が多く、適正定員管理の取り組みにより職員数も減少の中で、そういった試みではありまふが、事業評価こそ取り組むべき決算手法と思います。

次に、特別会計ですが、住民生活に直結した事業が多く、より高度なサービスをより小さなコストで提供するという難しい課題を抱えております。逆に非効率な事業運営や不健全な財政はそのままサービスの低下や料金アップといった形で住民にツケが回って来ることを勘案すると、法定外繰入金も容認すべきところでございまして。特に国民健康保険特別会計事業については、人口減少、高齢化、受診数等の減少にこれを直視しますと、事業の合理化が緊急課題となります。

最後に基金の使途ですが、災害時の備えや中学校統合建設費の一部に充てるなど、将来に備えることも必要ですが、現在の伊根町はとにかく人の減少に歯どめがかからない状態にあります。事業実施や運営も極めて厳しい状態にあります。とにかく人をふやすための施策が緊急に必要であり、その目的に応じた基金を取り崩すこともやむを得ないというふうに考えております。町民のニーズ、行政課題はますます多様化しますが、財政環境、緊急度などを勘案され、議会も一緒になり町民の負託にこたえられるような町政運営を期待し、私の賛成討論といたします。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論はありませんか。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） それでは、平成23年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定に対し、政風会を代表して賛成の立場で討論に参加いたします。

まず、一般会計歳入27億5,513万6,000円、歳出総額26億4,218万



2,000円差し引き1億1,295万4,000円、繰越額3,353万9,000円を引いた実質収支は7,941万5,000円となっております。歳入の50%以上を占めます地方交付税が前年比6,505万6,000円の減額となっており、減額の総額15億1,153万4,000円となり、加えて国・府からの支出金も減額となったことが大きな減額要因となりました。今後もさらなる減額が予測されると思います。一般会計における主要財務比率は、財政力指数と経常収支比率の数値が悪化したものの、ほかの3指標については21年度より連続して良好に改善されております。

自主財源比率の比率は、前年度と比較すると改善はされておりますが、収入額は年々減少傾向にあることから、さらなる自主財源確保に努めていただく必要があるかと思っております。

また、特別会計における国民健康保険に関して、少子高齢化が進み続ける当町において高齢化社会に順応した対応が望まれ、行政、医療関係者、住民が三位一体となって地域医療を支える体制の構築が望まれるという考えであります。町長がおっしゃるとおり、高齢者の方が生きがいを持ち、そして生きがいを感じて暮らせる町にしていく必要があります、議会も一丸となって協力していくべきであると感じております。

なお、決算質疑の中で再三指摘された例規に基づかない事務処理の早期改善、厳正な会計処理、公平かつ公正な徴収、財産登記、わかりやすい決算書の作成について改善見直しの必要があるかと思っております。

最後に基金についてですが、前年度末の現在高は15億6,001万、今年度決算末現在高は18億334万円と積み立てられております。今後、学校改築を含め財政支出が予測される中、いざというときの備えは大変心強く、6年連続基金を取り崩すことなく積み立てられていることは評価に値します。

今後も事業採択については、より厳しい選択と集中、そして「これまでは」から「これからは」という目線を持って厳しい判断が迫られると予測されますが、行政と議会が真摯に議論し、町長が目指す人が生き生きとしている町にしていけるように、ともに邁進したいと思い、私の賛成討論いたします。

**○議長（宮下愿吾君）** ほかに討論はありませんか。討論がないようではありますが、これで討論を終了したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（宮下愿吾君）** 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 平成23年度伊根町歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり認定することに決定をしました。

#### ◎ 日程第4 意見書案第3号

**○議長（宮下愿吾君）** 日程第4、意見書案第3号 過疎地郵便局の営業日・営業時間の短縮を見直す意見書の提出についてを議題とします。

なお、既にお手元に写しを配付しておりますので、意見書案の朗読については省略をいたします。

お諮りをいたします。本意見書案につきましては、各党派調整がされている意見書であります。したがって、提出者の趣旨説明を省略し、また提出者に対する質疑、討論も省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（宮下愿吾君）** 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明、提出者に対する質疑、討論を省略します。

これから意見書案第3号 過疎地郵便局の営業日・営業時間の短縮を見直す意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。本町議会の名において、郵政民営化・金融担当大臣ほか関係大臣あてに本意見書を提出いたします。



◎ 日程第5 意見書案第4号

○議長（宮下愿吾君） 日程第5、意見書案第4号 国連障害者権利条約批准にふさわしい「国内法の整備」を求める意見書の提出についてを議題といたします。

なお、既にお手元に写しを配付しておりますので、意見書案の朗読については省略をいたします。

お諮りをいたします。本意見書案につきましては、各党派調整がされている意見書であります。したがって、提出者の趣旨説明を省略し、また提出者に対する質疑、討論も省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 私は党派に入っておりませんし、質問がしたいことがございますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長（宮下愿吾君） ただいま、三野議員のほうより質疑の申し出がございます。ただいまの意見書案について質疑をお受けいたしたいと思っております。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 勉強不足で大変申し訳ないんですが、ちょっと教えてほしいことが2点ほどございます。

一つは障害者総合支援法というのは、どのような法律なのか教えていただきたいというふうに思います。まずそれからちょっとわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（宮下愿吾君） 暫時休憩をいたします。

休憩 11時54分

再開 11時59分

○議長（宮下愿吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今、休憩中にちょっと質疑のやりとりをさせていただいたんですが、この条約批准についての内容がはっきりしたものが来ていないという中で、提出者についてもあるいは賛成者についてもその辺はご理解が、きちっと説明できるものをお持ちではないんじゃないかなと思うんですが、ちょっとその辺の提出者の意見、発言をお願いできませんでしょうか。奥野良一君。

○10番（奥野良一君） そういった資料は本日持ち合わせておりませんが、皆さん党派で賛成をさせていただいておるもので、こういった質問が出るというふうには思っていませんでしたし、資料も持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 10番、奥野良一君。

○10番（奥野良一君） ということから、先ほど三野議員のほうからも言われましたように、特にその反対をするのではないというようなお言葉もありました。ぜひともご理解をいただいて、賛成をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 資料等とで見せてもらっております中で、現在京都府だけがこの問題については、まだ意見書等は出とらんわけなんですけど、京都市以下、京都府のほとんどの市町では意見書を提出はされておる、通つとるというふうな話も聞いております。

それともう一点お聞きしたいんですが、地方自治体の財政負担を軽減することというふうに書いてありますが、これまでの障害者総合支援法の中での地方自治体の財政負担はいかほどだったのか、またこの法案が成立しますとどれくらい軽減されるのか、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（宮下愿吾君） 10番、奥野良一君。

○10番（奥野良一君） 先ほど申しましたように、そのような資料を持ち合わせておりませんということで、私のほうから説明はできませんのでご了解をいただきます。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ございませんか。

暫時休憩します。

休憩 12時03分

再開 12時06分

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたしたいと思っております。休憩前に引き続き会議を開きます。

今休憩中に、大谷議員のほうから発言ございました。もう一度本会議で再開しましたんで、ご意見を述べていただけませんか、総務委員会付託の件について。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） ただいまいろんな質問が出ておまして、なかなか準備不足で答弁することができない面もありましたので、総務委員会で十分検討いただくように総務委員会付託を提案をいたします。

○議長（宮下愿吾君） ただいま大谷議員のほうより、本件議案について総務委員会付託のご意見が出されました。何かこのご意見についてご質問等ございますか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） その大谷議員さんの言われたことには僕は賛成いたしますし、また事務局のほうで資料をしっかりとっていただいて、全議員さんに配付していただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） ほかにご意見ございませんか。そしたら、今出ております総務委員会付託として、閉会中の継続審査ということでご了承いただけますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。

総務委員会の付託で閉会中の継続審査ということにさせていただきますと思います。

#### ◎ 日程第6 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（宮下愿吾君） 日程第6、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）の申出書が提出されました。

お諮りをします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定をしました。

また、議員派遣につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

#### ◎ 閉 会

○議長（宮下愿吾君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第3回伊根町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会に上程されました議案、慎重審議いただきまして、すべてご可決をいただき、予定どおり閉会する運びになりました。ありがとうございます。

今、日本は非常に国内外ともに厳しい状況の中でございます。きのうも自民党の総裁選があり、安倍新総裁が決まりました。いずれまた近いうちに国政選挙等も予想はされておりますが、日本においてはこの日本国のかじ取りをしっかりとさせていただくとともに、基礎的自治体である市町村の発展やら住民の安心・安全を守っていくようしっかりと守っていただきたいということをお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

閉会 12時10分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署名議員

署名議員